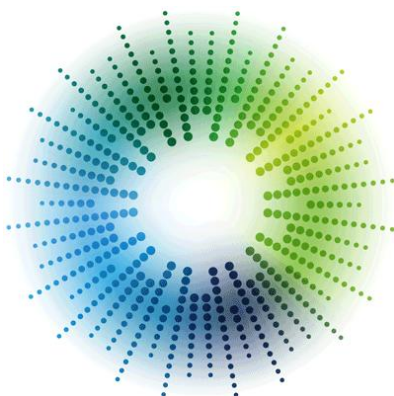




JSG ニュースレター

<Tax>

經濟部が「中小企業發展条例」の改正案を公表

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

国際経済・貿易情勢が急速に変化する中、グローバル・サプライチェーンの再編、デジタル技術及び人工知能（AI）技術の急速な発展、情報セキュリティリスクの高まり、ネットゼロへの移行の潮流、さらには少子高齢化等の外部環境の変化を受け、中小企業の経営上の課題はますます増加しています。特に、零細企業はリソースに限りがあり、スタートアップ企業においても人材確保、資金調達及び市場開拓等の課題に直面しています。

こうした企業の各発展段階における政策ニーズに対応するため、經濟部は2026年9月10日付で「中小企業發展条例」の改正草案を公表し、条例名称を「中小・零細企業の転換・高度化發展条例」（中国語：中小微企業轉型升級發展條例）に変更しました。主な改正点は、以下のとおりです。

条文	追加／改正内容
第2条 （中小・零細企業、零細企業及びスタートアップ企業の定義）	➢ 「中小企業」を「中小・零細企業」（中国語：中小微企業）に改める。 ➢ 現行の「小規模企業」を「零細企業」（中国語：微型企業）に改称する。 ➢ スタートアップ企業を新たに定義し、中小・零細企業のうち、設立後一定年数未満であり、かつ一定のイノベーション要件を満たす企業をいう。

第11条 （研究開発支出に係る投資税額控除率の上限引上げ）	➤ 中小・零細企業の研究開発支出に係る投資税額控除率の上限を引き上げる。 ● 当年度の営利事業所得税額から控除する場合：研究開発支出に係る投資税額控除率の上限を 15%から <u>20%</u>に引き上げる。 ● 当年度から 3 年以内の各年度の営利事業所得税額から控除する場合：研究開発支出に係る投資税額控除率の上限を 10%から <u>15%</u>に引き上げる。 ➤ 研究開発、実験または品質検査に使用する機器・設備について、償却年数を 2 分の 1 に短縮できる特例規定を削除する。
第18条 （設備投資税額控除の新設）	➤ 中小・零細企業が自ら使用する新品のスマート機械、5G システムの導入、情報セキュリティ製品・サービス、AI 製品・サービス、デジタル管理製品・サービス、または省エネルギー・脱炭素化に関連する新品のハードウェア、ソフトウェア、技術若しくは技術サービスを導入する場合： ● 同一課税年度における支出額の合計が新台幣ドル 25 万元以上 5 億元以下の場合、以下のいずれかの方法を選択して営利事業所得税額から控除できる。各年度の控除額は、当該年度の営利事業所得税額の 30%を上限とし、一度選択した方法に変更できない。 1. 支出額の 5%を上限として、当年度の営利事業所得税額から控除する。 2. 支出額の 3%を上限として、当年度から 3 年以内の各年度の営利事業所得税額から控除する。 ● 当年度に購入した機器及び設備に係る支出の全額について、産業創新条例第 10 条の 1 その他の法律に規定する機器・設備投資に係る所得税優遇措置との重複適用はできない。 ● 中小・零細企業が上記の設備投資税額控除適用を申請する場合、一定の効果が見込まれる投資計画を提出し、各中央目的事業主管機関の個別承認を受けなければならない。また、申請は同一課税年度に 1 回に限られる。
第31条 （新規雇用従業員に係る給与費用の割増控除の対象拡大及び一般従業員の賃上げに係る割増控除率の引上げ）	➤ 中小・零細企業が従業員を新規雇用した場合に適用できる給与費用の割増控除率（200%）について、その対象を、<u>29 歳</u>以下または <u>55 歳</u>以上の台湾籍一般従業員に拡大する。 ➤ 中小・零細企業が、法定最低賃金の引上げとは別に、現職の台湾籍一般従業員に対して実施す

	る賃上げに係る給与費用について、割増控除率を175%から200%へ引き上げる。
旧第33条及び第34条を廃止（土地増値税の納付方法及び税率の優遇措置）	➤ 経済部は、適用実績が少なく、従来の政策目的も薄れてきていることから、以下の規定を廃止する ① 工業区内の土地を現物出資して中小企業に投資する場合に認められていた土地増値税の分割納付規定 ② 中小企業が条例規定に基づき工場を工業区等へ移転した場合に、従前の工場用地の売却または移転に土地増値税の最低税率を適用できる優遇措置
第37条 （研究開発支出と設備投資税額控除等を併用する場合の上限）	➤ 中小・零細企業が同一年度に第11条及び第18条の投資税額控除を併用する場合、または他の法律に規定する投資税額控除と併用する場合、当年度の税額控除額の合計は、当年度の営利事業所得税額の50%を超えないものとする。ただし、他の法律の規定により当年度が最終控除年度であり、かつ控除額に制限を受けない場合は、この限りでない。

勤業衆信の見解

今般の改正案では、中小・零細企業向けの租税優遇措置が大幅に拡充されます。主な内容は、研究開発支出に係る投資税額控除率の引上げ、設備投資税額控除制度の新設、新規雇用した従業員に係る給与費用の割増控除対象の拡大、及び一般従業員の賃上げに係る給与費用の割増控除率引上げです。これにより、中小・零細企業による研究開発・イノベーションや事業転換への投資を促進するとともに、人材確保や賃金引上げのインセンティブを高めることが期待されます。関連規定の適用を検討している中小・零細企業におかれては、今後の改正案の審議状況及び施行動向にご留意ください。



Get in touch

過去のニュースレターはこちら

台湾 JSG のホームページはこちら



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都

市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2026 勤業暁信版權所有 保留一切權利